

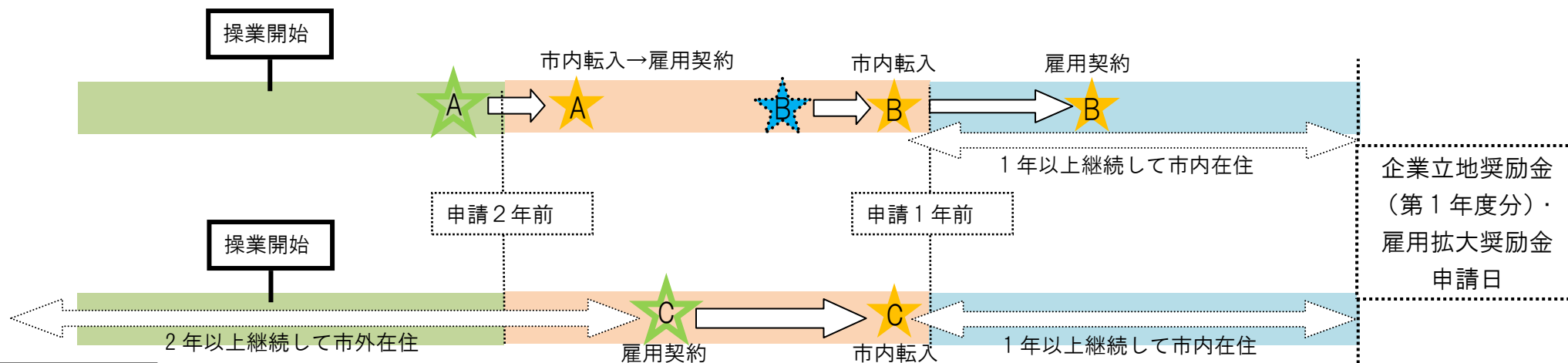
## 雇用拡大奨励金

企業立地奨励金の交付を受けることができる事業者が、新設等を行った事業所で勤務させるため、一定要件を満たす雇用者を新たに雇用した場合において、雇用者1人につき10万円(雇用者が市外からの転入者である場合には、1人につき15万円)を事業者に交付します。(事業者につき500万円上限、1回限り(企業立地奨励金第1年度分と同時申請)となります。)

○新規常時雇用者(10万円):申請日前1年間に於いて、継続して市内に在住しているもの。

○転入常時雇用者(15万円):雇用契約前2年間に於いて、継続して市外に在住しており、雇用契約後に本市に転入し、申請日前1年間に於いて、継続して市内に在住しているもの。

### 新規常時雇用者



### 転入常時雇用者



#### 【新規常時雇用者】

A: 雇用契約前2年間継続して市外在住だが、市内転入後雇用契約を締結しているため、転入常時雇用者ではなく、新規常時雇用者として対象  
 B: 市外在住、市内転入後雇用契約、申請日前1年以上継続して市内在住

#### 【転入常時雇用者】

C: 雇用契約前2年間継続して市外在住、雇用契約日以降に市内に転入し、申請日時点で1年以上継続して市内在住